

入札の要領

- 1 入札をしようとする者は、定刻までに指定した場所に出頭すること。
- 2 代理人において入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- 3 入札しようとする者は、一度提出した入札書の書替え又は撤回をすることはできないこと。
- 4 入札に当たっては、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加算しない金額（税抜き価格）を記載すること。
- 5 当方が提示した入札の条件に合致しない場合又は上記1から4までの定めに違反した入札書は無効とすること。
- 6 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額をもって落札価格とするものとする。
- 8 端数処理は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 9 入札執行の結果、落札者がいないときは、最低価格の入札をした者と社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則第74条第1項第6号の規定を適用し、随意契約に移行するが、入札に付した条件は変更しないものとする。
なお、この場合にあっては、入札に引き続き口頭により見積書の提出依頼をするものとする。
- 10 契約期限は、当該契約の給付の完了の確認（検査）に合格するまでの期限とすること。
- 11 入札書の宛名は「岩手県立療育センター所長」とすること。
- 12 本契約の契約者は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団であり、契約担当者は岩手県立療育センター所長となること。
- 13 本契約に係る支払は、岩手県立療育センター所長が行うものであること。